令和２年５月１日

認可保育園及び認定こども園を
利用中の保護者の皆様へ

廿日市市長　松本　太郎
（福祉保健部こども課）

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の期間延長に伴う「登園自粛」等の継続依頼について（お知らせ）

保護者の皆様には、４月１６日付けで全国に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、発令期間中の保育利用について登園自粛等のお願いをしているところです。

既に報道等でご承知の事とは存じますが、現在、５月６日が期限となっている緊急事態宣言が延長される方針が出ており、この連休中に決定される見込みです。

そのため、連休明けの保育利用についても、感染症拡大回避の為、登園自粛等の取り扱いを継続いたします。

引き続き、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいいたします。

【緊急事態宣言の期間延長（5/7～未定）の登園自粛について】

●仕事を休業し、家庭で保育可能な保護者は、園児の登園を自粛してください。

【市内に感染が蔓延した場合の利用について】

●保育提供の縮小や臨時休園する事があります。

●保育提供を縮小する場合、保育利用は、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方や、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方に限ります。

【保育料及び給食費の取り扱い】

●保育料及び給食費は、一旦、納期限までに納めていただき、後日、減額計算を行い還付する流れとなります。手続きの方法については、今月中旬にお知らせいたします。

国の緊急事態宣言期間	保育料・給食費
5/7～未定（再度、期間延長の可能性あり）	登園がない日数分について、日割り計算により還付します。
緊急事態宣言終了後から「市主催のイベント等の自粛期間内」	登園がない日数分について、日割り計算により還付します。

※　私立園における給食費の取り扱いは、各園にお問い合わせください。

担当：保育グループ
電話３０－９１５４